

## 図書館利用の手引き

昭和28年に制定された「学校図書館法」により、全国のあらゆる学校には必ず学校図書館が設けられています。

この法律の精神は「自分で問題を見出し、自分で解決していく生徒」、「協力して研究し、結論を見出し、いこうとする態度と能力を持った生徒」になることが望ましい、という所にあります。

それぞれの学習の課題、人生の課題を多くの先輩の残した文化遺産である本などの資料から自ら学んでほしいと思います。又、公共図書館資料をはじめとする多くの情報の中から、どれを選び、どのように利用したらよいか、というようなこともこの学校図書館で学びとって下さい。

### ○開館日

出校日（長期休業中は別に定める）

### ○時間

8：20～4：40

### ○貸出方法

1 館内での閲覧は自由。

2 館外貸出は

- ・1回5冊まで。(夏休みなどの長期貸出は別に定める。)
- ・2週間以内に返却。(延長手続きをとれば1ヵ月まで可)
- ・禁帯出図書(辞典、参考書、雑誌等)は特別に理由のある場合のみ係の許可をもらって借

りることができる。(一夜貸出し)

3 借り方

カウンターで手続をする。(当番が不在の時は、貸出簿に記入する。)

4 返し方

- ・カウンターの返却かごに入れる。
- ・廊下にある返却ボックスに返す。

5 探している本がなかったら…

- ・本の予約制度、リクエストの受付も行っています。
- ・レファレンス(本を探お手伝い)も受け付けます。

6 その他

- ・館内での原則飲食禁止。(但し、館内の資料に触れていない時は、ふた付飲み物は可)

学校図書館は本来、学習、娯楽など学校教育に必要なあらゆる資料(図書、新聞、雑誌、パンフレット等)を収集し整理して、生徒や職員に提供するサービス機関です。自由に積極的にこの図書館を利用して下さい。クラスには図書委員がいて皆さんと図書館をつなぐ仕事をしてくれますし、図書館の係(学校司書、係の教諭)もいますので、わからないことはなんでも聞いて下さい。また、図書館への希望や意見も遠慮なく出して、私たちみんなの図書館をつかってゆきましょう。